割賦販売法の規制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売方法（定義） | 開示等 | 契約内容規制 | 消費者からの契約解除 | 契約解除 | 行政的監督 | その他 |
| 割賦販売2Ⅰ | 取引条件表示3  書面交付4 | 損害賠償予定6 |  | 催告期間5 | 標準条件9  前払式割賦販売の許可制11～29 | 所有権7 |
| ローン提携販売2Ⅱ | 取引条件表示29の2  書面交付29の3 | 6類推適用  （最判昭51・11・4民集30-10-915） |  | 5類推適用（学説） |  | 抗弁対抗29の4ⅡⅢ→30の4・30の5 |
| 包括信用購入あっせん２Ⅲ | 取引条件表示30  書面交付30の2の3 | 損害賠償予定30の3 |  | 催告期間30の2の4 | 登録制31～35の3  改善命令等30の5の2・30の5の3 | 抗弁対抗30の4・30の5  支払可能見込額調査等30の2・30の2の2 |
| 個別信用購入あっせん2Ⅳ | 取引条件表示35の3の2  書面交付35の3の8・35の3の9 | 損害賠償予定35の3の18 | クーリング・オフ35の3の10～35の3の12  取消権35の3の13～35の3の16 | 催告期間35の3の17 | 登録制35の3の23～35の3の35  改善命令等35の3の21・35の3の22 | 抗弁対抗35の3の19  支払可能見込額調査等35の3の3・35の3の4  販売業者の調査等35の3の5～35の3の7 |
| 前払式特定取引  2Ⅵ |  |  |  |  | 許可制35の3の61・35の3の62 |  |

＊2行目以降、割賦販売法の条文は条数のみ示す

＊＊特定商取引法のルールによってクーリング・オフができる場合もある